

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の
処方又は調剤に係る一部保険外療養の対象医薬品等について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構 本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構 本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構 本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都 道 府 県 民 生 主 管 部 （ 局 ）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の
処方又は調剤に係る一部保険外療養の対象医薬品等について

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養については、「要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養について」（令和 8 年 9 月 30 日付け保医発 0930 第 6 号）等において、その取扱いを示したところ、その対象となる具体的な医薬品について、下記のとおりであるため、その取扱いに遺漏のないよう、保険医療機関・保険薬局、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 対象医薬品の考え方について

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養において、対象とする医薬品については、要指導医薬品又は一般用医薬品と成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異ならない医療用医薬品（以下「対象医薬品」という。）とする。

2. 対象医薬品リストについて

1 の考え方に基づき対象医薬品についてリストを作成し、厚生労働省ホームページで公表しているため、参照されたい（別添 1）。

3. 対象医薬品が特別の料金の対象外となる場合のリストについて

「要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養について」で示したとおり、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い医療用医薬品の処方又は調剤に係る一部保険外療養において

は、特別の料金の対象外となる者・療養があり、そのうち、

- ・ 類似の要指導医薬品又は一般用医薬品において承認されている効能・効果では対応できない状態に対象医薬品を使用する場合
- ・ 妊婦、妊娠の可能性がある者及び授乳婦に対して特定の対象医薬品を使用する場合（妊婦及び妊娠の可能性がある者と授乳婦で対象となる対象医薬品がそれぞれ異なるため、留意すること。）

については、それぞれ該当する対象医薬品のリスト（類似の要指導医薬品又は一般用医薬品において承認されている効能・効果では対応できない状態に対象医薬品を使用する場合については、該当する対象医薬品について特別の料金の対象外となる効能・効果又は傷病名の対応関係のリスト）を作成し、厚生労働省ホームページで公表しているため、参照されたい（別添２・３）。

なお、対象医薬品と特別の料金の対象外となる効能・効果又は傷病名の対応関係のリスト（別添２）中の対象医薬品と傷病名の対応関係については、あくまで参考であり、対象医薬品について本リストに記載していない傷病名に対して使用した場合であっても、類似の要指導医薬品又は一般用医薬品において承認されている効能・効果では対応できない状態に対象医薬品を使用する場合であれば、特別の料金の対象外となることに留意すること。

４．その他

一部保険外療養に係る診療報酬の請求に用いる医薬品マスターについては、厚生労働省の診療報酬情報提供サービスにおいて掲載しているため、参照されたい。

別添１ 対象医薬品リスト

別添２ 対象医薬品と特別の料金の対象外となる効能・効果又は傷病名の対応関係のリスト

別添３ 妊婦等が特別の料金の対象外となる対象医薬品リスト

（参考１） 厚生労働省ホームページ「ＯＴＣ類似薬の保険給付の在り方の見直しについて（ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/juuyou/kougakuiryuu/index_00001.html

（参考２） 厚生労働省 診療情報提供サービス

<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/searchMenu/doSearchInputYp>